

30長寿第63862号
平成31年2月14日

各指定（介護予防）居宅サービス事業所 管理者 様
（高松市内に住所を有する事業者を除く）

香川県健康福祉部長寿社会対策課長
（ 公 印 省 略 ）

平成31年4月27日から5月6日までの期間及び10月22日における指定（介護予防）居宅サービス事業所等の営業日に係る変更届の取り扱いについて

天皇の即位の日の平成31年5月1日及び即位礼正殿の儀が行われる平成31年10月22日は休日（祝日の扱い）となり、平成31年4月27日から5月6日まで、土曜日、日曜日を含めて最大10日連続の休日となることから、指定（介護予防）居宅サービス事業所等における営業日若しくは休業日の変更について、下記のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

記

- 1 平成31年4月27日から5月6日までの期間及び10月22日について、指定（介護予防）居宅サービス事業所等の営業日もしくは休業日を変更する場合、介護保険法第75条第1項及び第115条の5第1項の規定に基づく、県への変更届の提出は、必要ありません。
- 2 平成31年4月27日から5月6日までの間の長期間にわたる指定（介護予防）居宅サービス事業所等の休業により利用者のサービス提供等に支障を来たすことのないよう、当該期間中における事業所の休業日等の周知徹底、休日における関係機関等相互の連携協力体制の確実な運営の確保等について、適切な対応を取られるようお願いいたします。

【問い合わせ先】

香川県健康福祉部長寿社会対策課
在宅サービスグループ
電話 087-832-3269、3274